



平成31年3月15日
中部地方整備局

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 1. 指名停止措置業者名 : 菱和設備株式会社
業者の住所 : 静岡県静岡市葵区清閑町14-5
- 2. 指名停止措置期間 : 平成31年3月15日から平成31年5月14日まで(2カ月)
- 3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

菱和設備(株)の浜松支店長は、平成29年12月に磐田市が発注した工事の一般競争入札に関し、磐田市の前副市長から予定価格を聞き、その予定価格から算出した金額で入札し、当該工事を落札した。このことで同支店長は、平成31年2月1日、公契約関係競売等妨害の疑いで静岡県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

菱和設備(株)の社員が、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたことは、指名停止措置要領別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害及び談合)に該当することから、指名停止措置期間を2カ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) <u>イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員</u> □ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から <u>2カ月以上12カ月以内</u> 1カ月以上12カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号(052)953-8138